

下水道の普及促進策について(第3回)

事務局

資料 3

1. 経済的な普及促進策の比較検討について(再掲)

今回は下記の4つの制度例を挙げ、検討していただきました。

- (1) 水洗化融資・利子補給制度
- (2) 水洗化助成金制度
- (3) 下水道貯金
- (4) 早期接続者への下水道使用料割引制度

(1) 水洗化融資・利子補給制度

- ・ 供用開始後3年以内の水洗化世帯を対象に融資をあっせんし、利子補給を行う。(上限100万円)
- ・ 返済は5年間(60回)の元利均等払い。

(2) 水洗化助成金制度

- ・ 供用開始後3年以内の水洗化世帯に対して水洗化助成金を支給する。
- ・ 供用開始後1年以内の世帯に対しては7万円、2年以内の世帯に対しては5万円、3年以内の世帯に対しては3万円を支給。

(3) 下水道貯金

- ・ 供用開始後3年以内に一定金額の目標額を積み立てることをあっせんする。
- ・ 積み立てを行い、期間内に排水設備の改造を実施した世帯に対し、積立額の10%(上限5万円)を水洗化奨励金として支給する。

(4) 早期接続者に対する下水道使用料割引

- ・ 供用開始後の一定期間内に水洗化した世帯に対し、下水道使用料を割り引く。
- ・ 供用開始後1年以内の場合は50%減額を2年間、2年以内の場合は同1年間、3年以内の場合は同半年間、下水道使用料を減額する。(上限10万円/年)

2. 普及促進制度案のメリット・デメリット(再掲)

(1)水洗化融資・利子補給制度

メリット	<ul style="list-style-type: none"> 排水設備改造費を用意できない世帯に対して水洗化の促進効果が大きい。 利子補給だけであり、個人の財産形成に公費を投入することにはならない。 (試算上は)促進制度事業費が最も安価。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 改造費用を負担できる世帯に対しては支援が無いため、水洗化促進の効果が無い。 世帯毎に返済状況を把握して利子補給を行うため、事務量が多くなる。

(2)水洗化助成金制度

メリット	<ul style="list-style-type: none"> 多くの世帯で改造費用の負担が軽くなるため、水洗化の促進効果が及ぶ範囲が広い。 水洗化に伴って直接助成金が支給されるため、制度の効果が目に見えやすい。 水洗化完了時に助成金を支給すれば足りるため、事務は簡素化される。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 改造費用(20～70万円程度)に比べて助成金額が少ないと見られれば、心理的な水洗化促進効果が不十分だったり、生活困窮世帯への促進効果が少なくなるかもしれない。 促進制度の事業費が最も高額(1.61～1.86倍)。 個人の財産形成に公費を投入することになる。

(3)下水道貯金

メリット	<ul style="list-style-type: none"> 「下水道に接続するための貯金」として目的を特定することで、利用予定者の啓発効果が期待できる。 自己資金による貯金の形成が中心となるため、公費負担が少なくても比較的大きな資金が準備される。 各世帯の状況・必要性に合わせた積み立て期間や目標額を設定することができる。 現在の低金利状況下では、積み立てに対する助成金は水洗化促進効果が大きい。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 積み立てを開始してから助成金を受け取るまでに時間が必要なため、自己資金がある世帯にとっては水洗化を遅らせて積立てる方が得になる可能性がある。 将来高金利となった場合は、助成金額を増やさなければ水洗化促進効果が薄れる。 積立額の一定割合とすると、水洗化に直接関係の無い工事を含めていないか個別に審査する必要がある。助成額を一定金額とすると、たくさん積み立てる必要性が薄れる。(単なる助成金と違いが少ない) 全国的にも例の少ない制度であり、市民の認知・理解を得るためにはPRが必要。

(4)早期接続者に対する下水道使用料割引	
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一定期間使用料を割り引くことで、水道料金だけの負担からの激変緩和となる。 ・ 毎月の使用料で割引額を掲載すれば、助成が目に見え易い。 ・ 使用料の割引であるため、個人の財産形成への公費投入ではない。 ・ 使用水量の多い世帯のほうが割引額は大きくなるため、大口利用者への水洗化促進効果がある。 ・ 近隣都市には無い制度であり、注目されやすい。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成を受けるにはまず水洗化しなければならず、純粋な意味で水洗化促進策と言えるか疑問がある。(広い意味では促進すると言えるが…) ・ 割引率が大きいと、流域下水道維持管理負担金との逆ザヤが拡大する。(使われるほど赤字が大きくなる) ・ 使用水量の少ない世帯に対しては水洗化促進効果が小さい。

3. 普及促進策の選定に当たって

普及促進策のうち、経済的な支援策以外の下記の促進策については、供用開始時から普及状況に応じた取り組みを継続的に行うこととします。

- ① 戸別訪問の実施
- ② 阻害要因の徹底調査
- ③ 早期接続に向けた広報活動

経済的な支援策については、前回(1)～(4)の4通りの制度案を挙げ、それぞれのメリット・デメリットを整理しました。これらの案のうちから1ないし2つの制度を、岩出市の現状及び今後の中で最も効果的と思われる普及促進策を、修正の上選定していただきたいと思います。

《選定案》

(1) 水洗化融資・利子補給制度

- ・ 高齢者・低所得者層に対する水洗化普及促進策として重要。
- ・ 敷地面積の広い世帯が一定数存在し、排水設備改造費用が高額になるケースも想定されるため、融資限度額は一般的な排水設備改造費をほぼカバーできる金額とする。

(2) 水洗化助成金制度

- ・ 融資・利子補給制度に比べて促進事業費は高額となるおそれがあるが、融資・利子補給を必要としない世帯に対しても普及促進効果を確保するために採用。
- ・ 融資・利子補給制度との選択制
- ・ 排水設備改造費用を用意できない世帯には融資制度を用意するため、助成金の対象は供用開始後一定期間内に水洗化する世帯に限定する。
- ・ 一定期間内で水洗化時期に応じて助成金額を変えることについては、早期水洗化を奨励する立場と、改造費用準備にかかる期間を考慮して検討が必要。